令和８年１２月
亀山市議会定例会資料
消防本部消防総務課

議案第９２号　　和解及び損害賠償の額を定めることについて

１　事故発生日時　　令和６年９月９日（月）午前１０時２０分頃

２　事故発生場所　　鈴鹿市地子町地内

３　市　　側　　運　転　者　　亀山消防署関分署　署員
車　　種　　日産　パラメディック（救急自動車）
登 録 番 号　　鈴鹿８３０す２０２１
損害の程度　　前部、天井部、後部及び両側面破損

４　相　手　方　　氏　　名　　[redacted]
損害の程度　　左側面破損

５　事故の状況等　　令和６年９月９日午前１０時２０分頃、鈴鹿市地子町地内において、緊急走行により地子町北信号交差点に進入したところ、交差点を北進してきた相手方の車両に庁用車両を接触させ、これを破損させた。

６　市側損害額　　１５，２３８，６９６円

７　相手方損害額　　５１５，８６０円

８　過 失 割 合　　市側　２０％ 相手方　８０％

９　市 賠 償 額　　１，０１６，６１６円
内　訳　相手方損害分　１０３，１７２円
第三者損害分　９１３，４４４円
（全国市有物件災害共済会から全額補填）

１０　そ　の　他　　市と相手方の共同不法行為により第三者に生じさせた物件損害の賠償手続については、相手方が第三者に支払った損害賠償額のうち、市の過失割合に相当する９１３，４４４円を求償金として相手方に支払う。